

スタートアップと大企業の連携における公正取引委員会・経済産業省・特許庁の取組

未来投資会議（4月3日）での総理発言

方針

企業連携によるイノベーションを成功させるため、スタートアップ企業が大企業から一方的な契約上の取決めを求められたりしないよう、問題事例とその具体的改善の方向や独占禁止法の考え方を整理したガイドラインを策定する。

目的

- ・ オープンイノベーションの促進
- ・ 公正かつ自由な競争環境の確保

実態

スタートアップと大企業の連携における「取引や契約上の問題」の実態

【問題の一例】

- スタートアップ側のノウハウの流出
- 成果物の定義が不明瞭な検証作業を無償で実施し続けた
- 知的財産権が全て大企業に帰属する
- 広範囲に及ぶ競業禁止を求められた

取組

公正取引委員会

- ・ スタートアップの取引慣行に関する独占禁止法上の課題について、実態を調査。
- ・ アンケート調査で判明した「取引や契約上の問題」の実態を明らかにする「中間報告」を公表。

経済産業省・特許庁

- ・ スタートアップと事業会社の連携についてあるべき契約モデルを検討。
- ・ 「中間報告」等によって明らかになったものづくり系スタートアップの実態を踏まえ、オープンイノベーション促進のための「モデル契約書ver1.0」を公表。

共同発表

- ・ 更なるヒアリング調査を行い、独占禁止法上の評価等を整理した「実態調査報告書」を取りまとめ。

- ・ 実態調査報告等を踏まえながら、必要に応じ改訂